

もの忘れ予防検診事業の実施について

1 目的

認知症に関する正しい知識の普及啓発や治療方法等の情報提供により、区民の認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の早期診断・対応を促進するための検診を実施する。

2 実施内容

(1) もの忘れ予防検診

検診対象者に受診票を送付し、実施医療機関で認知機能検査、医師による認知機能の判定を受け、認知機能障害の疑いがあると判定された受診者に対し、専門医療機関の紹介、おとしより相談センター認知症地域支援推進員・介護保険課保健師等による個別相談や情報提供を行い、必要な医療・介護サービス等の支援につなげる。

① 対象者

当該年度末日において65歳・70歳・75歳となる区民（約4,000人）

なお、特別養護老人ホームに入所している者、認知症対応型共同生活介護を利用している者を除く。また、すでに認知症の診断を受けている者は本検診の対象外とする。

② 費用

無料（紹介状発行、検診以外の検査料は自己負担）

③ 受診期間（予定）

令和7年8月1日～令和8年1月31日

④ 認知機能検査方法

改定長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）

なお、本検査はスクリーニング検査であり、認知症の確定診断をするものではない。

⑤ 実施医療機関

本事業に参加を希望する医療機関（原則、医師会等が実施する検診の実施に必要な知識及び技術の修得に資する内容の研修受講が必要）

⑥ 実施医療機関向け説明会・研修会

令和7年6月実施予定（2日間）

⑦ 周知方法

- ・対象者へ個別送付（受診票、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」、認知症に関する啓発チラシ等）
- ・区広報誌及びホームページ掲載

(2) 普及啓発

検診対象者へ受診票と併せて「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」や認知症に関する啓発チラシ等を送付するとともに、認知症月間等のイベントを活用し、認知症に関するパネル展示を行う。